

生活困窮者支援に役立つ いろいろな支援メニュー

野洲市役所 市民生活相談課
(配布用)



■ おことわり

今回紹介している事例は
野洲市の事例を基に
一部改編しています。

基準額などは
野洲を参考にしていますので、
各自治体でご確認の上、
ご対応くださいますよう
よろしく申し上げます。



パターン①

子育て世代の苦悩

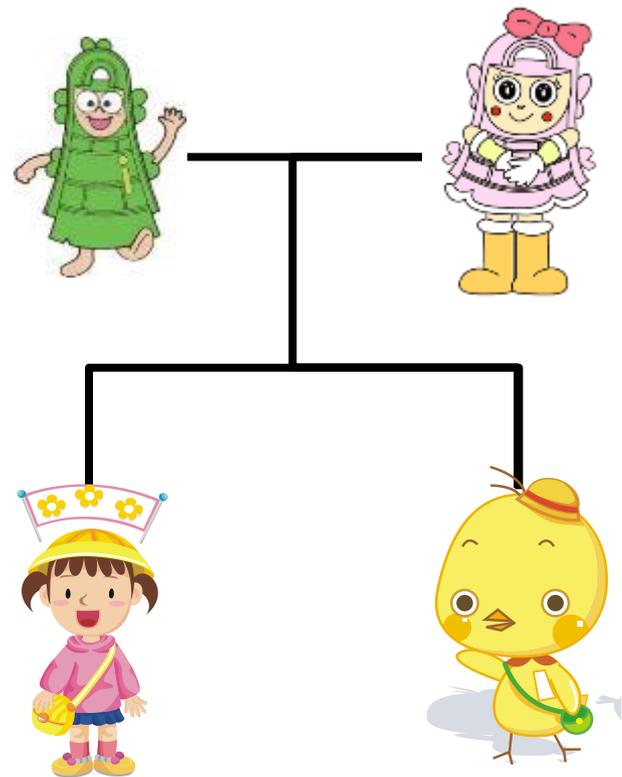
■ 相談内容

● 家族構成（フィクション）

- ・ 夫 40歳
- ・ 妻 38歳
- ・ 子ども 2人（小学生）

● 生活状況

- ・ 給料 20万／月
- ・ 児童手当 1万×2人／月
- ・ 賃貸住宅（家賃6万円）
- ・ 借金120万
- ・ 妻無職



■ 相談内容

- 1年前に転職した夫の会社は給料が少ない上に残業費の支払いもない
- 残業代の支払いを求めたら社長から「辞めろ！」と言われ退職した
- 妻は、半年前に就職したパート先で人間関係のトラブルがあり精神不安定になり退職したが、今もふさぎ込んでいる
- 妻のパート収入がなくなったため生活費が足りない
- 生活費として借りている借金もある

■ Q.課題の整理

- 考えられる課題は何でしょう？
もっと聞き取りをしてみましょう

■ A.課題の整理

①失業した

②家賃が払えない

社会保険がなくなった

③健康保険・④国民年金

⑤給食費が払えない

⑥妻が精神不安定

⑦借金がある

■メモ

①生活費

ブラック企業とは
縁を切ろう！

退職したら、
まずは雇用保険（失業保険）
の手続きを！

■ 対 ブラック企業！

- 労働問題に対応するには？
 - 労働条件に関する相談
 - 労働基準監督署
 - 解雇・雇い止め労働条件の変更などの労働相談
 - 労働局 総合労働相談コーナー
 - 一人一人の労働者と使用者との間の紛争斡旋
 - 県労働委員会
- 法律家（弁護士・司法書士）への相談
 - 法テラス・各会無料相談

■ ①生活費：雇用保険－1

- 趣旨：雇用保険の基本手当（いわゆる失業手当）は、雇用保険の被保険者（雇用保険に加入している労働者）が離職した場合において、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、一日も早く再就職することができるようにすることを目的とした制度
- 申請窓口：現在の住所または居所を管轄するハローワーク

■ 雇用保険－2（対象者①）

条件 1

- ①ハローワークに求職登録を行い
- ②就職しようとする積極的な意思があり
- ③いつでも就職できる能力があるが
- ④職業に就くことができない

⇒失業の状態

条件2

⑤離職の日以前2年間に、賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上ある「被保険者期間」が通算して12ヵ月以上あること

※倒産・解雇等により離職した（特定受給資格者）
雇い止めや正当な理由があって自己都合で離職した（特定理由離職者）については、
離職の日以前1年間に、賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上ある「被保険者期間」が通算して6ヵ月以上ある場合でも可

■ 雇用保険－4（支給内容）

- **給付額**：6か月分の給料÷180日×??%×支給日数
- 基本手当日額は、離職日の直前の6カ月の賃金日額（賞与等を除く）の45%～80%です（上限額あり）。 ※40歳20万⇒約13.3万/月
- **支給期間**：

区分		被保険者であった期間		1年未満	1年以上～5年未満	5年以上～10年未満	10年以上～20年未満	20年以上
		1年未満	1年以上～5年未満	1年未満	1年以上～5年未満	5年以上～10年未満	10年以上～20年未満	20年以上
1 特定受給資格者・特定理由離職者(※) (3を除く)	30歳未満	90日	90日	180日	240日	270日	330日	240日
	30歳以上35歳未満							
	35歳以上45歳未満							
	45歳以上60歳未満							
	60歳以上65歳未満							
2 特定受給資格者・特定理由離職者(※)以外の離職者 (3を除く)	全年齢	—	90日	120日	150日			
3 就職困難者	45歳未満	150日	300日					
	45歳以上65歳未満		360日					

住まいの確保

家賃の支払いが気になる
住居確保給付金で住まいを確保！



■ 住居確保給付金一概要

- **趣旨**：離職によって住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、野洲市市民生活相談課（自立相談支援機関）による就労支援等を条件に賃貸住宅の家賃相当分を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
- **申請窓口**：現在の住所（住居がない場合は新しく賃貸住宅を確保しようとする地域）を管轄する地方自治体の自立相談支援機関
- **支給額**：家賃額－（月の世帯の収入合計額－基準額）
※家賃額及び支給額の上限：単身35,000円 2人 42,000円 3人 46,000円等
- **支給期間**：3ヶ月間（一定の条件により9ヶ月まで延長）
- **支給方法**：大家等へ代理納付

■ 住居確保給付金一対象者①

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
- ② 申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内である
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含みます。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付を含みます）。

※基準額：市町村民税非課税限度額 ÷ 12

※家賃額の上限：生活保護の住宅扶助（7月に改正されました！）

世帯人数	基準額	家賃額 (上限額)	収入基準額 (万円)
1人	7.8万円	3.5万円	11.3万円
2人	11.5万円	4.2万円	15.7万円
3人	14.1万円	4.6万円	18.7万円
4人	17.5万円	4.6万円	22.1万円

■ 住居確保給付金一対象者②

⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

※基準額 × 6

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84.6万円
4人	100万円

⑥ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと

⑦国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない

■ 住居確保給付金 早見表 (2015.6.1から)

• 支給額＝家賃額－（世帯収入額－基準額）

（生活保護の住宅扶助基準額が上限）

（均等割非課税限度額の1/12）

世帯人数	所得 限度額 (非課税)	収入 限度額 (A)	基準額 (A)÷12 (切り上げ)	家賃 住宅扶助 限度額	合計	預貯金 基準額 ×6
1人	280,000	930,000	78,000 (77,500)	35,000	113,000	468,000
2人	728,000	1,378,000	115,000 (114,830)	42,000	157,000	690,000
3人	1,008,000	1,684,000 未満	141,000 (140,300)	46,000	187,000	846,000
4人	1,288,000	2,100,000 未満	175,000 (175,000)	46,000	221,000	1,000,000 (1,050,000)

例：住居確保給付金一計算

- 世帯人員：4人世帯
- 家賃：6万円（共益費2千円 駐車場3千円 含む）
- 世帯収入：雇用保険13.3万円 + 児童手当2万円
- 預貯金：なし

◎基準額：17.5万円

◎支給額 = 家賃額 - (世帯収入額 - 基準額)

(生活保護の住宅扶助基準額が上限)

(均等割非課税限度額の1/12)

4.6万円 - (15.3万円 - 17.5万円)

4.6万円支給！

■ 住居確保給付金の求職活動要件

支給期間中は、公共職業安定所（ハローワーク）の利用、市民生活相談課（自立相談支援機関）の支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。

- ◎ 公共職業安定所の職業相談（毎月2回以上）
- ◎ 自立相談支援機関での面接（毎月4回以上）
- ◎ 求人先への応募など（週1回以上）

※誠実かつ熱心に常用就職を目指し、求職活動を行っているが常用就職できない場合は3ヶ月ごとに最長9か月まで延長することができます。

■ 住居確保給付金（その他）

☆住居確保給付金対象者は、原則、総合支援資金貸付を併用できます

※ただし、他の公的給付・貸付を受けることができる場合は利用はできません

◎住居のない方が総合支援資金貸付を利用する場合、必ず住居確保給付金を併用する必要があります

■ ③健康保険

失業したら、無保険状態ではダメ！
国民健康保険への加入手続きを。
でも、費用負担が心配。
失業理由で減額されるケースも！！

■ ③健康保険税（料）・・・国民健康保険法

（この法律の目的）

第一条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（国民健康保険）

第二条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

☆ワンポイント

- 資格証明書？
- 短期健康保険証？

③非自発的失業者の国民健康保険料（税）を軽減

- 対象者

特定受給資格者、特定理由離職者

離職の翌日から翌年度末までの期間失業等給付を受ける方

	離職理由コード					
特定受給資格者	11	12	21	22	31	32
特定理由離職者	23	33	34			

- 軽減額

前年の給与所得を30 / 100とみなして算定

- 軽減期間

離職の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間（最長2年間）

■ 参考：雇用保険受給資格者証の離職理由コード

	離職理由 コード	離職理由
特定受給 資格者	11	解雇（コード50の重責解雇を除く）
	12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
	22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定理由 離職者	23	契約期間満了（雇用期間3年未満、更新明示なし）
	33	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が12ヶ月以上の場合）
	34	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が6ヶ月以上12ヶ月未満の場合）

■ 国民健康保険税の税率（平成26年度）

医療保険分

所得割	基準所得金額 × 7.35%
均等割	被保険者（加入者）1人につき29,500円
平等割	1世帯につき26,500円

後期高齢者支援金分

所得割	基準所得金額 × 1.9%
均等割	被保険者（加入者）1人につき7,400円
平等割	1世帯につき6,100円

介護保険分（40歳以上65歳未満の方）

所得割	基準所得金額 × 2.21%
均等割	被保険者（加入者）1人につき9,900円
平等割	1世帯につき5,500円

※基準総所得金額
前年中の総所得金額、
分離短期譲渡所得、
分離長期譲渡所得、
山林所得、株式等に係
る譲渡所得の合計から
基礎控除額33万円のみ
を差し引いた額です。

※収入が未申告なら、
それぞれの均等割、
平等割を課税します。

■ 所得の少ない方への国保料（税）の軽減措置

- 所得に応じて軽減措置（7・5・2割軽減）
- 無収入等の場合でも、必ず確定申告書または市・県民税申告書を提出することが大事
- 何も出さないと、軽減対象の所得範囲であっても軽減が受けられない

※均等割・平等割が軽減されます

減額割合	対象者の要件
7割	世帯全体の総所得の合計が33万円以下であること
5割	$33\text{万円} + \{\text{被保険者の数} + \text{特定同一世帯被保険者}\} \times 26.5\text{万円}$ 以下であること
2割	$33\text{万円} + \{\text{被保険者の数} + \text{特定同一世帯被保険者}\} \times 48\text{万円}$ 以下であること



正しい収入申告をすると

- 5080事例
 - 母 80歳 遺族年金100万円、老齢年金80万円
 - 息子 50歳 10年間無職
- 父が5年前に死亡
- 国民健康保険税(年10万円)が滞納
- 差し押さえ予告が届き相談に





市役所へ収入申告すると 国民健康保険税編

無収入の
申告をした！

7割軽減
 $¥70,000 \times 5$
= 350,000円軽減



¥350,000軽減！



■ ④国民年金

いざという時の保険のために
国民年金の手続きを
収入に応じて減免も！

■ ④国民年金 減免・免除制度

- 所得が少ないなど、保険料を納める事が困難な場合本人の申請手続きにより保険料納付を免除
- 保険料の納付 ⇒ 「全額・一部納付（免除）」
- 退職（失業）による特例免除制度
 - ①保険料を一部納付したのと同じ！
 - ②万が一の際にも確かな保障！
 - ③本人所得を除外して審査！
- 申請する年度又は前年度において退職（失業）の事実がある場合（本人・配偶者・世帯主）が対象

◎未納があれば障害年金が受け取れない！？

これだけは知ってほしい

国民年金の免除制度

年金は、日本を支えている皆さんの生活を守る大切な制度です。日本の社会や経済が変化しても制度がきちんと保たれるように、様々な仕組みがあります。その中の一つとして、低所得などの一定条件を満たす方々への救済措置として保険料の「免除制度」「納付猶予制度」があります。



全額免除制度

保険料を納めなくても、年金受給資格と1/2の年金額が保障されます



※平成21年3月までは1/3の年金額が保障されました

退職特例制度

失業を理由として「免除制度」「納付猶予制度」の申請ができます

※配偶者・出資主も適用していた場合、配偶者・出資主の所得も除外されます
※配偶者・出資主に一定以上の所得がある場合は、適用されないこともあります



一部免除制度

保険料の一部納付で、年金受給資格とそれに応じた年金額が保障されます



若年者納付猶予制度

30歳未満(学生以外)で前年所得が一定以下の場合、年金受給資格が保障されます

※配偶者がいる場合は、配偶者の所得も課税対象となります



学生納付特例制度

在学中で前年所得が一定以下の場合、年金受給資格が保障されます



「納付」「免除」「猶予」「未納」はこんな違いがあります！
免除の期間は、全額納付した場合と比べ、下図のとおり受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

- ・納付猶予の期間は老齢基礎年金額に反映されません。
- ・3/4、半額、1/4免除は、減額された保険料を納めなければ、年金額に反映されません。



免除を受けた期間は10年以内であれば追納が可能です。追納することで、老齢基礎年金の減額がなくなります。(追納時は加算金が上乗せされます)



お問い合わせは国民年金センターにお願いします。

免除制度について詳しくは
日本年金機構ホームページをご覧ください

国民年金

検索



政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要

政府管掌年金事業等の運営の改善を図るため、国民年金保険料の納付率の向上に向けた納付猶予制度の対象者の拡大、事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設、年金記録の訂正手続の創設等の所要の措置を講ずる。

I 法案の概要

1. 年金保険料の納付率の向上方策等 (国民年金法、厚生年金保険法等関係)

- (1) 納付猶予制度の対象者を、30歳未満の者から50歳未満の者に拡大する。
- (2) 大学等の学生納付特例事務法人について、学生から納付猶予の申請の委託を受けた時点から、当該納付猶予を認める。
- (3) 現行の後納制度に代わって、過去5年間の保険料を納付することができる制度を創設する。
- (4) 保険料の全額免除について、指定民間事業者が被保険者からの申請を受託できる制度を設ける。
- (5) 滞納した保険料等に係る延滞金の利率を軽減する。

2. 事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設 (国民年金法関係)

- 事務処理誤り等の事由により、国民年金保険料の納付の機会を逸失した場合等について、特例保険料の納付等を可能とする制度を創設する。

3. 年金記録の訂正手続の創設 (国民年金法、厚生年金保険法、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律関係)

- 年金個人情報(国民年金及び厚生年金保険の原簿記録)について、被保険者等による訂正請求を可能とし、民間有識者の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を整備する。

4. 年金個人情報の目的外利用・提供の範囲の明確化 (日本年金機構法関係)

- 年金個人情報の目的外提供ができる場合として、市町村が行う高齢者虐待の事実確認に関する事務等を追加する。

II 施行期日(予定)

- 平成26年10月1日
- ※ 1(5)については平成27年1月1日、1(4)については平成27年7月1日、1(3)については平成27年10月1日、1(1)については平成28年7月1日
- ※ 2については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
- ※ 3については、社会保障審議会の分科会の新設等は平成27年1月1日、訂正請求の受付・調査の開始は3月1日、訂正決定等の実施は4月1日

障害年金に詳しい社会保険労務士さんと仲良くなろう

- 眼や耳、手足などの障害がある
- うつなどの精神疾患で働けない
- 発達障害などがあり家から出られない
- ペースメーカー、人工関節・膀胱・肛門
- がんや糖尿病、人工透析などで長期療養中

いずれの場合も障害年金が
受給できるかもしれません

障害年金は所得保障のセーフティネット

障害年金ガイド



障害年金ガイド

平成28年度版

障害年金とは	1
受給要件	1
請求時期	4
障害年金・障害手当金の額	5
障害年金に該当する状態	7
Q & A	8
手続き	10
お問い合わせ先	11

お問い合わせ先

ご不明な点は、お近くの年金事務所、街角の年金相談センターにご相談ください。
障害年金の一般的なお問い合わせは、ねんきんダイヤルもご利用いただけます。

日本年金機構のホームページもご利用ください。

日本年金機構

<http://www.nenkin.go.jp/>

- 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などが確認いただけます。
- “ねんきんネット”では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。
- このサービスをご利用していただくためには、あらかじめユーザID、パスワードのお申込みをしていただく必要があります。

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！



0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

【受付時間】 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

*月曜日が祝日の場合は、翌期所日に午後7:00まで相談をお受けします。
*祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違いない電話となるケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元にお知らせが届いた直後（5日間程度）は、電話がつながりにくくなっており、週の後半または月の後半がつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

■ ⑤子どもの学費

子どもの給食費などの学費
について収入に応じて
就学援助が使えます

■ ⑤就学援助－ 1

1. 就学援助制度の概要

学校教育法では、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」（同法第19条）とされています。

2. 就学援助の対象者

(1) 要保護者

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。

(2) 準要保護者

市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者。（野洲：生活保護×1.2）

■ ⑤就学援助－ 2

3. 補助対象品目（要保護者）

- 学用品費
- 体育実技用具費
- 新入学児童生徒学用品費等
- 通学用品費
- 通学費
- 修学旅行費
- 校外活動費
- クラブ活動費
- 生徒会費
- P T A会費
- 医療費
- 学校給食費

4. 申請先

申請書を小・中学校に提出

⑥妻の医療費

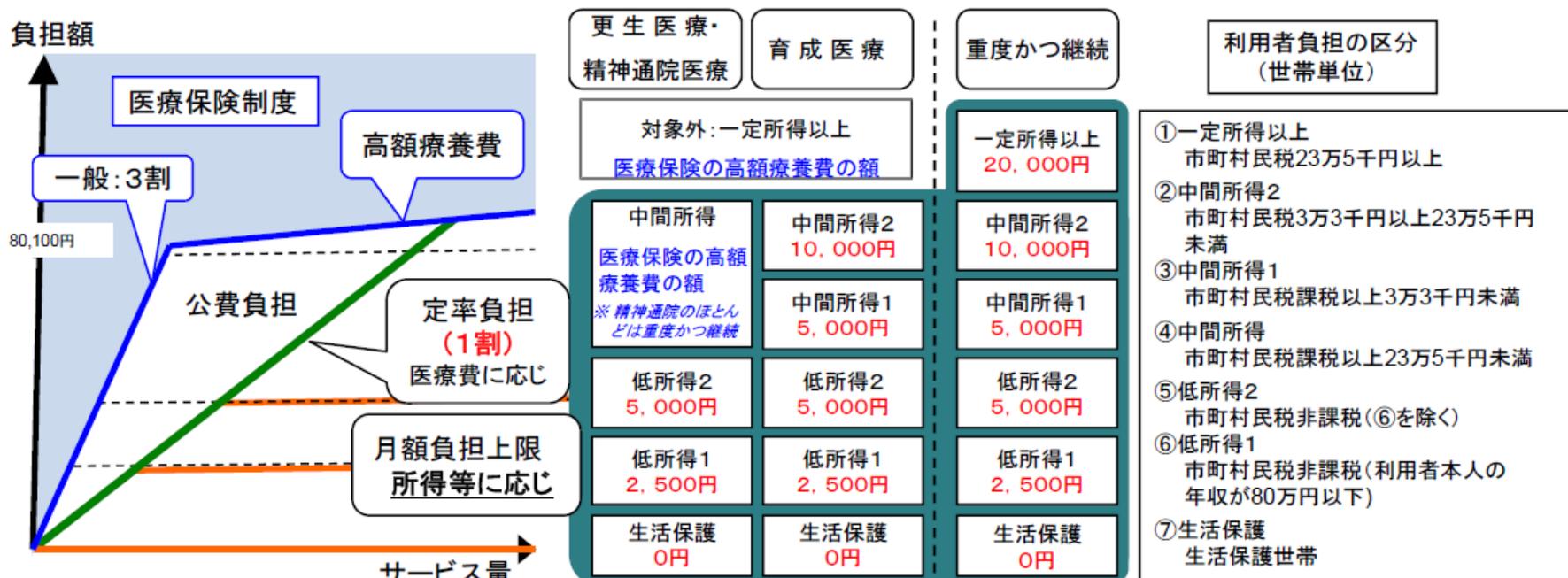
精神関係の受診は自立支援医療
で上限設定ができるかも？
医療費の心配よりもまず受診！

■ ⑥心身の健康・・・医療費の自己負担の軽減

- 眠れない、食べれない、やる気が出ない
⇒ “うつ” かもしれません。
- 医療費が心配で受診出来ない
⇒ 自立支援医療
- 1割負担、上限額あり（世帯収入要件有）
⇒ 福祉医療費助成制度で無料!?
（※障害者手帳があれば）

自立支援医療における利用者負担の基本的な枠組み

- ① 自己負担については、1割の定率負担。
- ② 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定。
- ③ 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者、育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。



「重度かつ継続」の範囲

- 疾病、症状等から対象となる者
 - [更生・育成] 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者
 - [精神通院] ①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者
 - ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - [更生・育成・精神通院] 医療保険の多数該当の者

⑦借金の整理

解決しない借金はありません！
まずは、法律家に相談をして
落ち着いて整理をしましょう。

多重債務関連の流れ

自己破産
件数急増！

ヤミ金
被害急増！

多重債務者
相談
マニュアル
(手引き)

多重債務
問題改善
プログラム

生活困窮者
自立促進支援
モデル事業

生活困窮者
自立支援法

貸金業
規制法

ヤミ
金融
対策法
(公布)

改正
貸金
業法
(公布)

総量規制

出資法

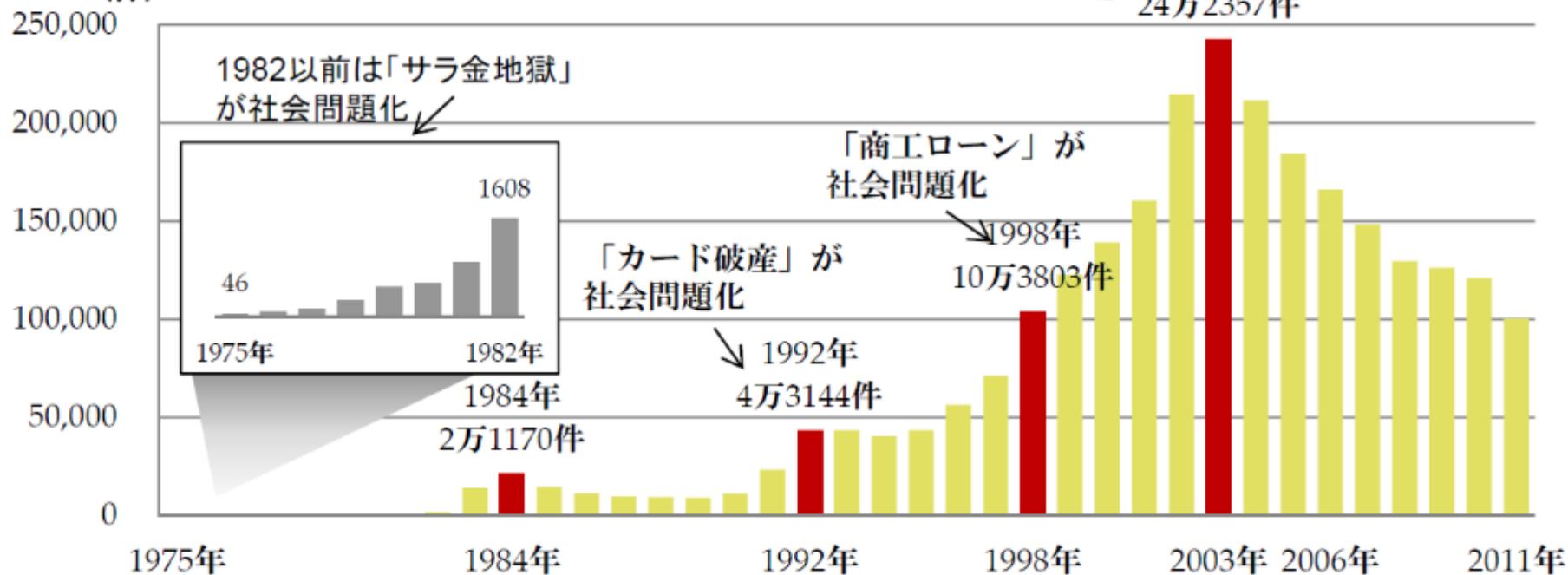
上限金利の引き下げ

自己破産件数の推移

自己破産件数
(件)

データ出典：自己破産件数は司法統計年報
※1975-1982年は免責の申立新受件数

「ヤミ金融」が
社会問題化
2003年
24万2357件



サラ金規制法成立
(1983年)

商工ローン国会
(2000年)
貸金業法改正
(2006年)
ヤミ金融対策法
(2003年)

ヤミ金

- ヤミ金は犯罪です
- 当時の警察は民事不介入
「借りたものの責任」
- 被害がどんどん拡大、増えていく...

登録貸金業者を確認しよう(金融庁)

- 登録のある貸金業者か確認ができます
- <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

※貸金業協会からもリンクしてます

登録貸金業者情報検索入力ページ

入力欄に検索したい言葉を入力して検索開始ボタンを押してください。一部の項目でも検索は可能です。

[ご利用上の注意](#)はこちら

項目	入力欄	
登録番号	<input type="text"/> 第 <input type="text"/> 号	説明
所在地	第一候補: <input type="text"/> (未選択) <input type="button" value="v"/>	説明
	第二候補: <input type="text"/> (未選択) <input type="button" value="v"/>	
	第三候補: <input type="text"/> (未選択) <input type="button" value="v"/>	
商号・名称	<input type="text"/>	説明
代表者名(漢字・カタカナ) 記入例: 貸金 太郎	<input type="text"/>	説明
電話番号(半角) 記入例: 0312345678	<input type="text"/>	説明

検索開始

上記以外の項目で検索したい場合は「詳細検索へ」ボタンを押してください
※画面を変更すると上記で入力したものはクリアされます

詳細検索へ

八尾市ヤミ金被害事件(平成15年6月14日)

- 高齢者3人がヤミ金のひどい取り立てにあい、踏切に飛び込み自殺
- 「借金自己責任!」「民事不介入」と言っていた警察が動く
- 平成15年7月25日ヤミ金融対策法が成立、翌年1月から施行

**現場の事実を知ること
世の中の意識が変わり法律が変わる**

知ったものの責任 伝えることの大事さ

ヤミ金融対策法 (貸金業規制法及び出資法の一部改正法 H15成立)

- 1、貸金業の登録審査の強化、登録要件の厳格化等
- 2、無登録業者に対する規制強化
- 3、広告・勧誘行為に関する規制の強化
- 4、取立行為等に対する規制の強化
- 5、貸金業務取扱主任者制度の創設
- 6、罰則の大幅な引上げ
- 7、高金利を定めた貸付契約の無効

最高裁判所判決
(平成20年6月10日)
著しい高利
(**年利数百%~数千**)
元金の返還も不要

貸金業を営む者が、年109.5%を超える利息の貸付契約をしたときは、当該貸付契約は無効となります。この場合、利息は一切支払う必要はありません。

ヤミ金対策 警察編

- 警察はヤミ金業者に対し…

① 携帯電話契約者確認要求

(携帯電話不正利用防止法による利用停止)

② 金融機関の口座凍結

③ 電話警告

振り込め詐欺救済法

振り込め詐欺救済法に基づく公告等システム



2014年7月31日(木)

振り込め詐欺救済法に基づく公告

振り込め詐欺救済法は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた方の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的としています。このホームページは、預金保険機構による振り込め詐欺救済法に基づく公告のためのものです。

振り込め詐欺救済法について

- ▶ 概要
- ▶ [振り込め詐欺救済法\(全文\)](#)
- ▶ [法律の趣旨](#)

振り込め詐欺救済法に基づく公告

- ▶ [フロー図](#)
- ▶ [預金保険機構の役割](#)
- ▶ [公告種類の一覧](#)
- ▶ [公告日](#)
- ▶ [公告スケジュール](#)

手続を行うためには

- ▶ [警察および預込年金融機関への連絡](#)
- ▶ [被害者の方の手続きの流れ](#)
- ▶ [支払申請書等のダウンロード](#)

公告を見るには

- ▶ [公告の見か・検索方法](#)

注意事項

- ▶ [詐欺的行為にご注意ください](#)

[目](#) [ご質問・ご照会](#)

お知らせ

2014年07月25日 預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)等を掲載しました。
2014年07月16日 14年度第8回 被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告等を掲載しました。
2014年07月16日 14年度第8回 支払手続開始の公告を掲載しました。
2014年07月16日 14年度第8回 債権消滅手続開始の公告を掲載しました。
2014年07月09日 預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)等を掲載しました。
2014年07月01日 14年度第7回 債権消滅手続開始の公告を掲載しました。
2014年07月01日 14年度第7回 支払手続開始の公告を掲載しました。
2014年07月01日 14年度第7回 被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告等を掲載しました。

振り込め詐欺被害にあわれた方はこちら

口座番号が分かる方はこちらから

口座番号

※口座番号を半角数字8桁以下で入力し、「検索する」ボタンをクリックしてください。
(ゆうちょ銀行旧郵便局の場合は通帳番号を入力ください)

口座番号が分からない方はこちらから

[詳細検索へ](#)

公告をご覧になりたい方はこちらから

[公告一覧へ](#)

債務整理

解決できない借金はない！

①任意整理

②特定調停

③個人再生

④自己破産

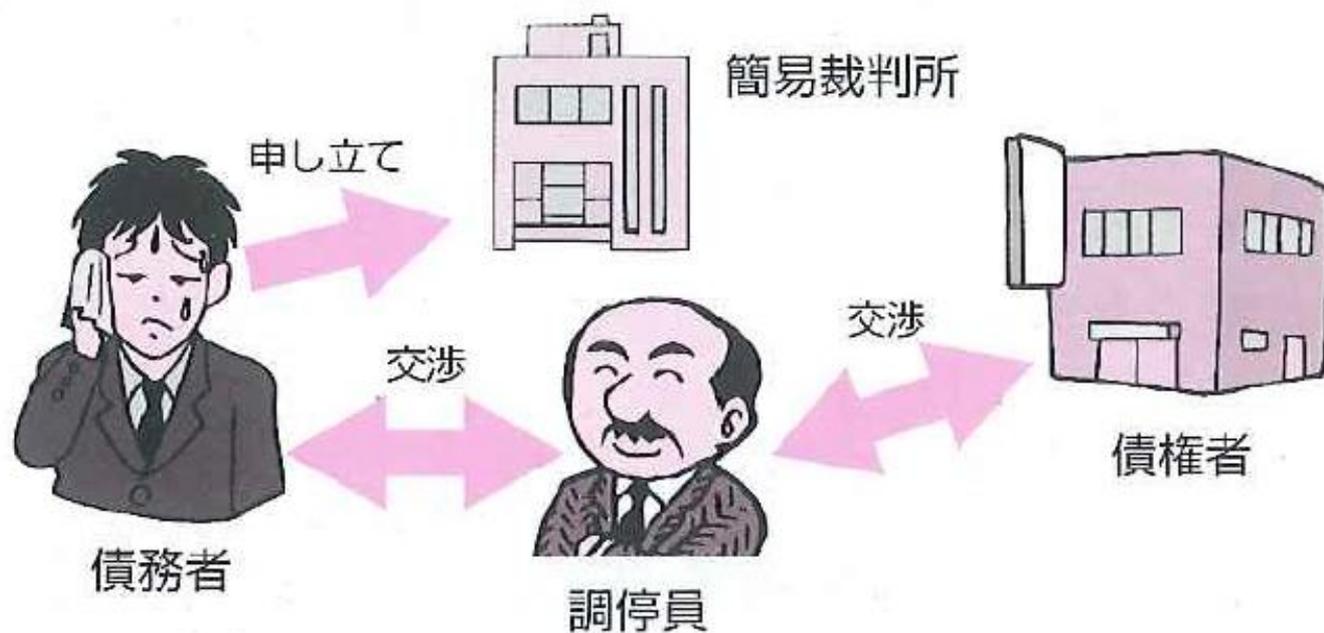
任意整理

債務者の収入や支払い能力に応じて業者と返済方法を話し合います。個人で交渉するのは難しいので、通常は弁護士や司法書士に依頼します。利息制限法に基づいて計算し直すと、借金が減額になったり、払い過ぎたお金が戻ってくる場合があります。



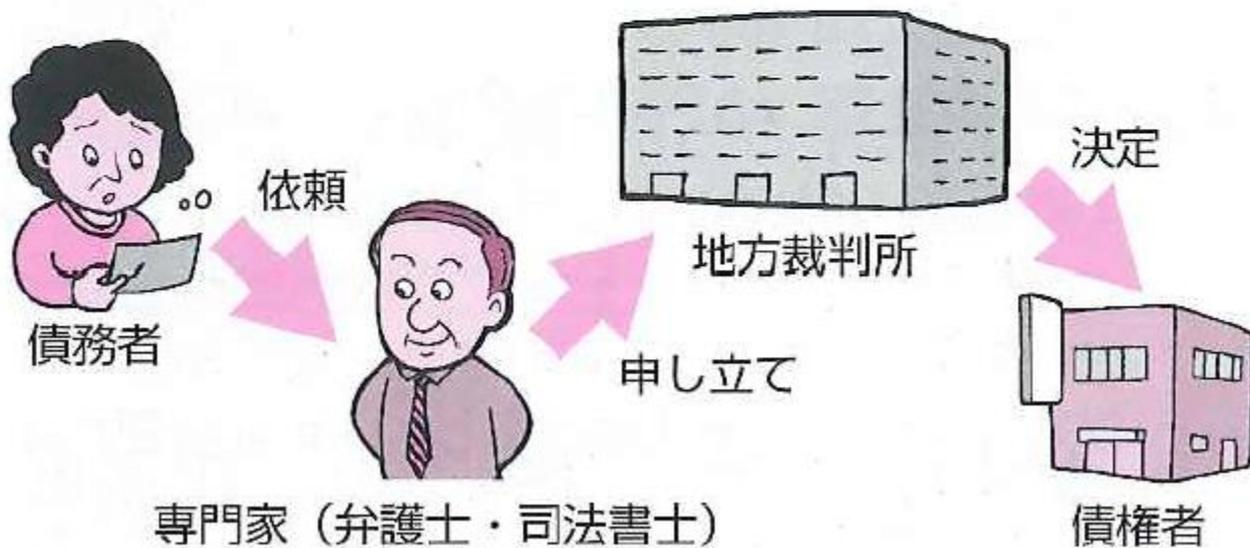
特定調停

簡易裁判所を利用した方法。調停委員が返済方法などの斡旋をしてくれます。法律家に依頼しなくても自分で申立てができるので、費用が数千円程度と安く済みます。ただ、返済計画を守らなければ、財産の差し押さえなどを受けます。



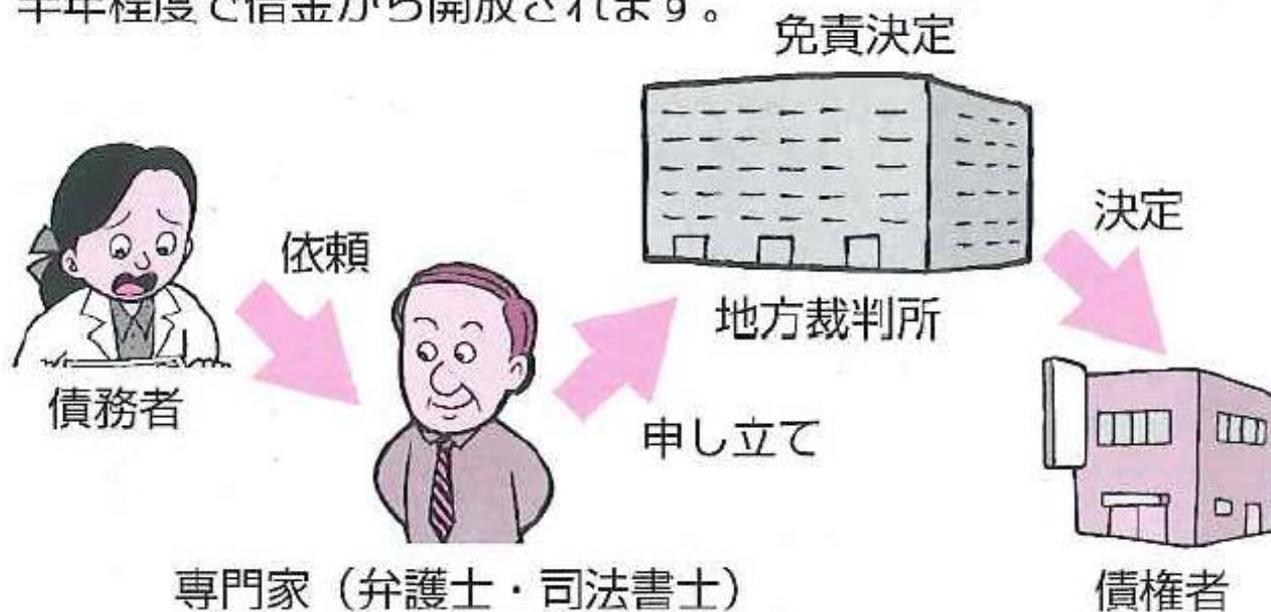
個人民事再生法

今後の安定した収入が見込める人を対象に、自己破産せずに生活を再建する方法。地方裁判所に申し立てをして、借金の一部を3～5年程度で支払うことを条件に、残りのお金を免除してもらいます。借金の大幅な減額が可能で、住宅を失わずに債務整理をすることも可能です。



自己破産

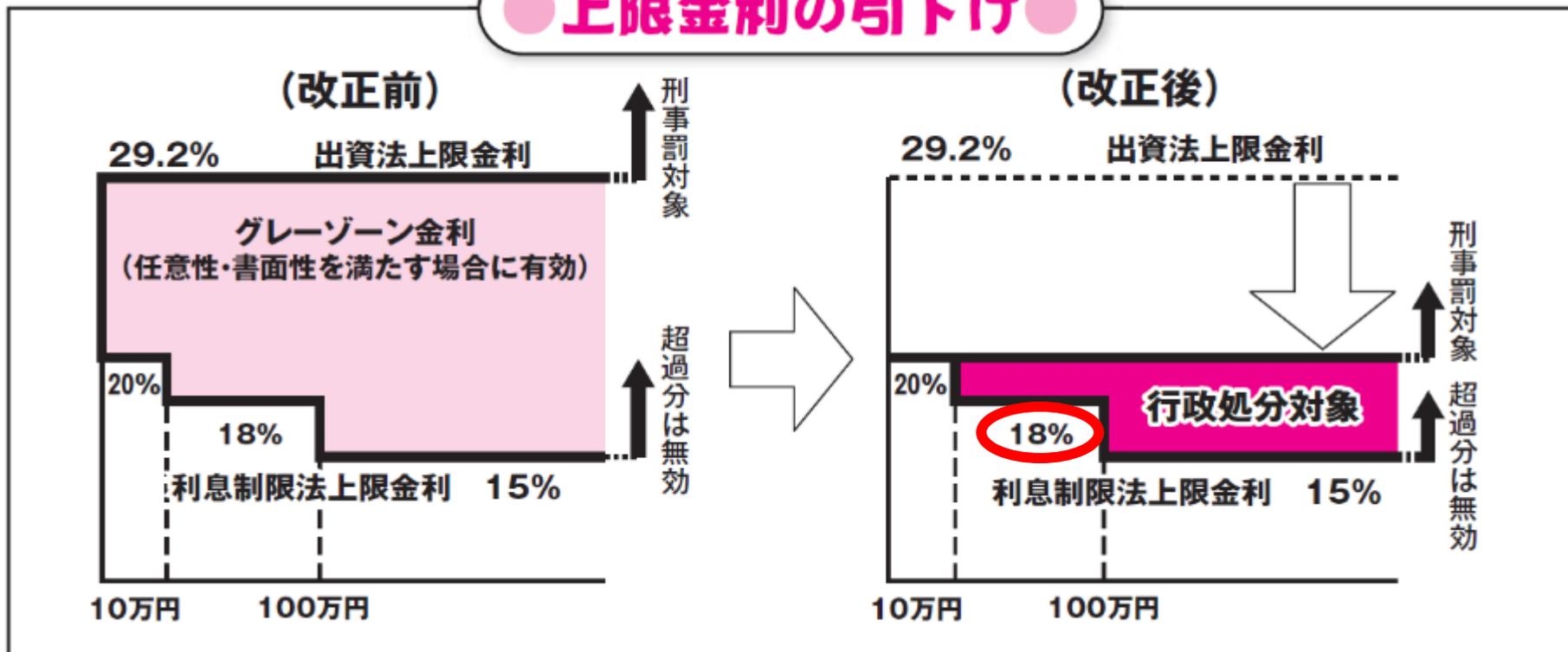
多額の借金を抱えた人の最後の救済手段。地方裁判所に申し立てをして、資産をお金に換えて借金を返し、それでも残った分については全額免除（免責）してもらえます。借金の原因がギャンブルなどでなければ、裁判所に免責が認められ、半年程度で借金から開放されます。



任意整理：過払い金

- 50万円借入 毎月12,000円返済
- 利息分： $50\text{万円} \times 29.2\% \div 12\text{か月} = 12,167\text{円}$

● 上限金利の引下げ ●

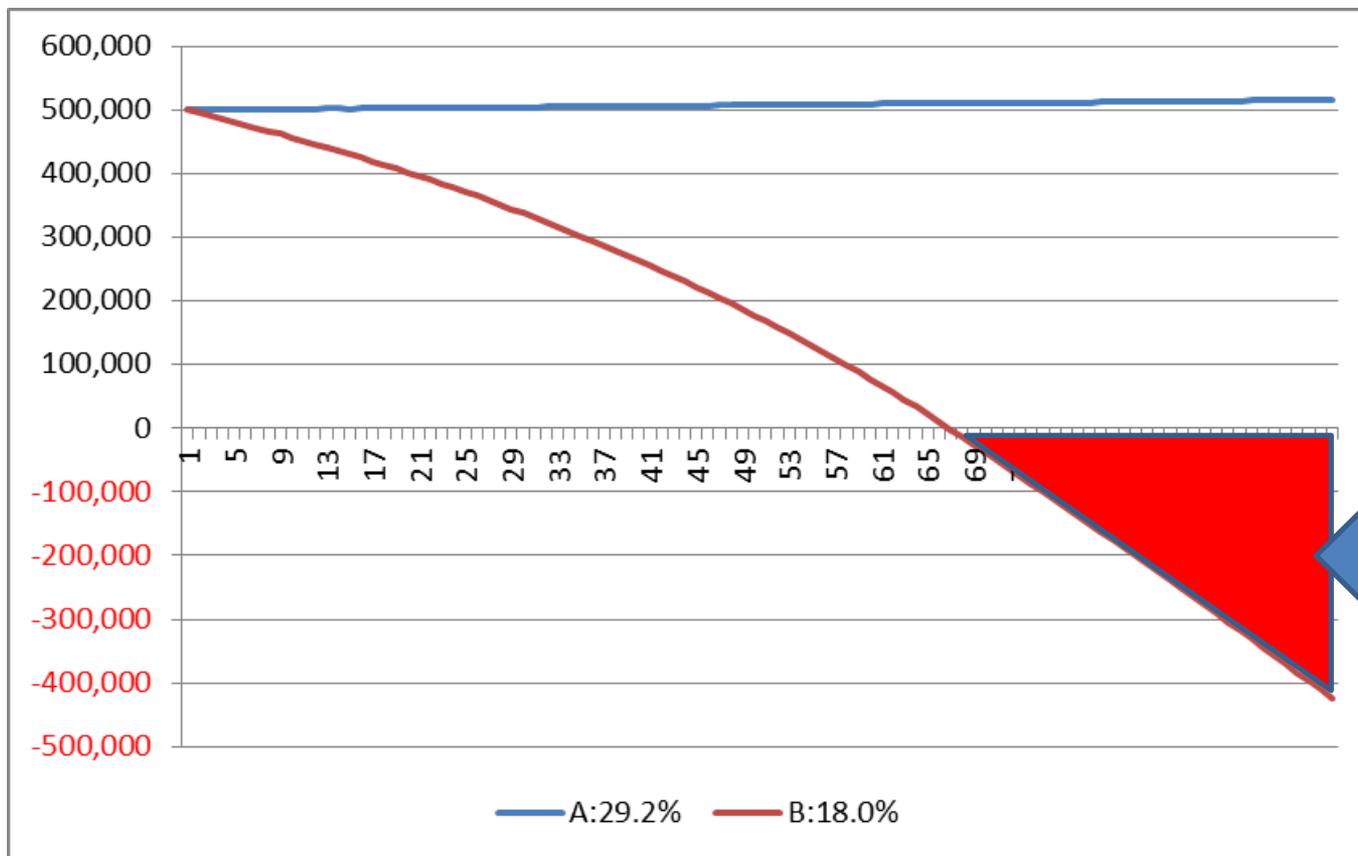


任意整理：過払い金

- 50万円借入 毎月12,000円返済×100回

A: 29.2%

B: 18.0%



過払い金

任意整理(分割返済)のみきわめ

会社名	借入額	返済額
• プロミス	30万円	2万円
• アコム	50万円	3万円
• オリコ	50万円	3万円
• 合計額	130万円	8万円
130万円 ÷ 36回	=	3万6111円
130万円 ÷ 60回	=	2万1666円

個人信用情報の確認

▽信用情報機関

- ・クレジット系

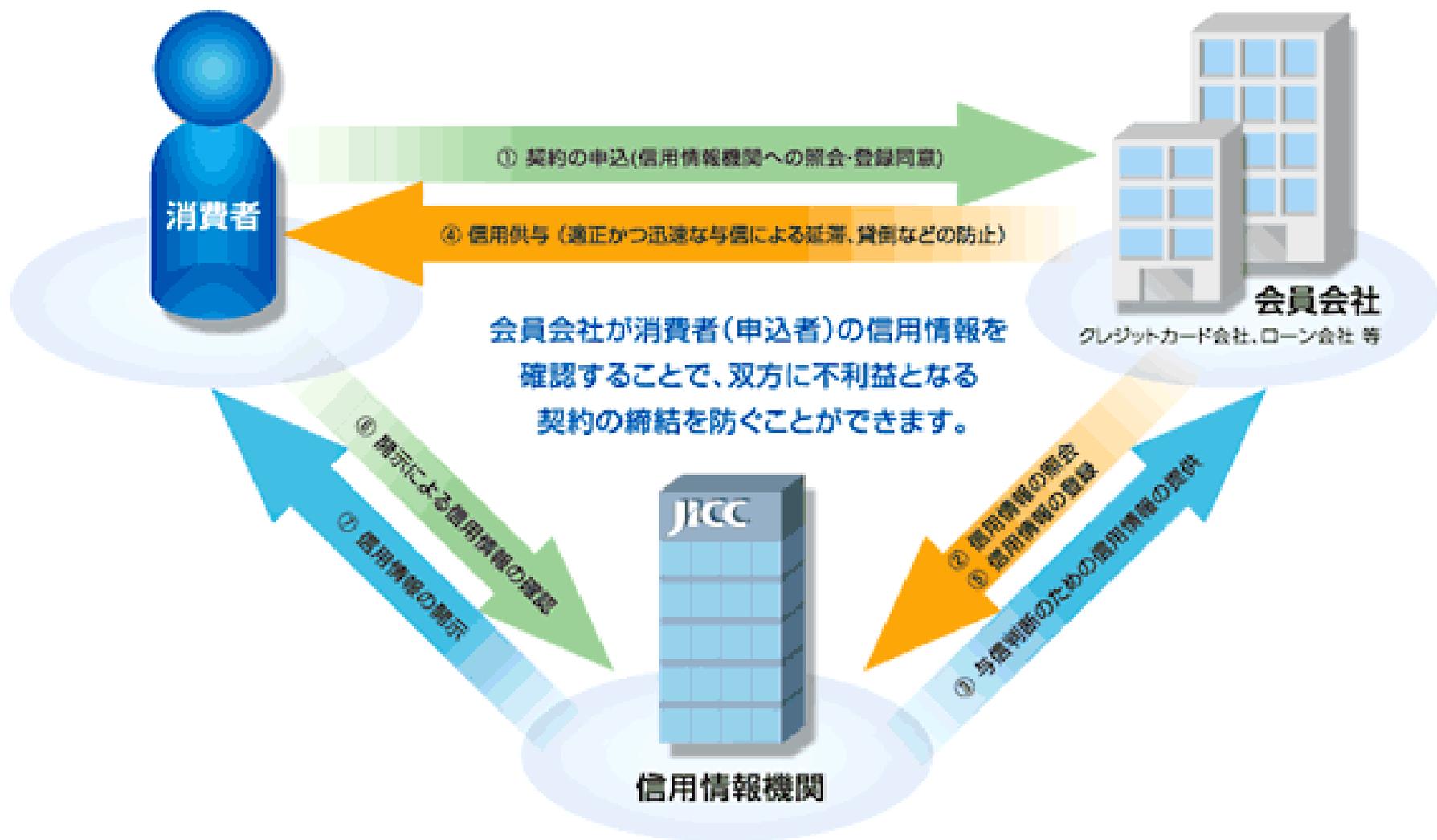
 - (株)シー・アイ・シー(CIC)

- ・消費者金融系

 - (株)日本信用情報機構(JICC)

▽信用情報の開示請求

- ・窓口、インターネット、郵送など



取引履歴の開示請求

- 自分の取引履歴を確認しましょう
カード会社、消費者金融、金融機関などに
電話、メール、インターネット、郵便等で請求
 - 契約番号
 - 身分証明書 など

債務残高を確認

シー・アイ・シーの ご案内

信用情報開示について



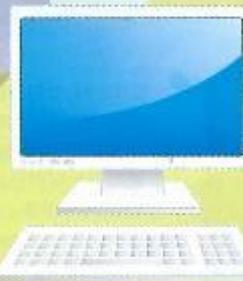
THE CREDIT INFORMATION CENTER
CIC

REDIT INFORMATION CENTER
株式会社 シー・アイ・シー

THE CREDIT INFORMATION CENTER
CIC
REDIT INFORMATION CENTER

シー・アイ・シーのご案内

信用情報開示 お申込みガイド



インターネットでスムーズに
お申込みいただけます。



INDEX

- インターネットによる開示お申込み.....03
- 郵送による開示お申込み.....07
- 当社窓口での開示お申込み.....09
- 代理の方による開示お申込み.....10
- 本人申告制度.....11

JICとCCBの合併に伴う 開示手続き等のお知らせ

平成21年8月1日(土)をもって株式会社
日本信用情報機構(JIC)と、金融機関・保証
会社・カード会社等を加盟会員とする株式
会社シーシービー(CCB)は合併し、新しい
信用情報機関としてスタートします。



平成21年
8月3日(月)
よりサービス開始

JICの開示窓口でCCB情報も
合わせて開示を行います。

●合併後は、現JICの開示窓口[(東京本社:千代田区)と(大阪支店:大阪市浪速区)]にて開示・本人申告コメント手続等の受付を行います。現CCBの開示窓口[(東京:新宿区)と(大阪:大阪市中央区)]は、閉鎖させていただきますのでご了承ください。

●8月3日(月)以降の開示窓口

開示窓口	
東京 本社	〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-1 神田通興ビル1F
大阪 支店	〒556-0011 大阪府大阪市浪速区難波中2-10-70 パークタワー17F

※郵送開示は、東京本社の郵送開示窓口のみ受付を行います。

JICの開示手続(書式や本人
確認書類等)でCCB情報も
合わせて開示を行います。

●開示等の手続(書式や本人確認書類等)はJICの手続方法にて受付いたします。合併後はJIC所定の開示申込書等による手続となります。CCBの開示書等では受付できませんので、ご了承ください。

●個人の方が開示をされる場合は、ファイルD・ファイルM・CCB情報を一度に開示いたします。

※詳細はホームページまたは消費者向けパンフレット「JICのご案内」をご覧ください。

JIC 株式会社日本信用情報機構
Japan Credit Information Reference Center Corp.



開示手続き等のご案内

ご自身の信用情報を確認してみませんか?

信用情報は、クレジットやローン等の
信用取引に関するあなたの大切な情報です。



携帯電話から
開示のお申込みが
できるよう
になりました



JICC

指定信用情報機関

株式会社日本信用情報機構
Japan Credit Information Reference Center Corp.

JICC

あなたの信用情報 開示申込ガイド

お申込み方法は3通り



スマートフォン・
携帯電話で

P.02へ



郵送で

P.05へ



窓口で

P.07へ

指定信用情報機関

株式会社日本信用情報機構
Japan Credit Information Reference Center Corp.

債務整理：受任の流れ

①相談者と面談
「えっ！ドウタクくんだったの？」



②相談者から受任
「結構、払ってるね。引き受けるよ！」



③業者へ受任通知を送付
「私が引き受けました。」



④業者と交渉
「取引履歴を送ってね。」



法律家に相談するお金がない！？

民事法律扶助制度

– 収入に応じて法テラスが法律家の費用を立替え

基準 A

収入等が一定額以下であること

法律相談援助の場合

月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円以下 (200,200円以下)	251,000円以下 (276,100円以下)	272,000円以下 (299,200円以下)	299,000円以下 (328,900円以下)

※()内は、東京、大阪などの大都市の基準です。※5人家族以上は、1人増につき30,000円(33,000円)が加算されます。※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその全額が加算されます。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

代理援助・書類作成援助の場合

同居している家族から金銭的な援助を受けている場合は、その金額とご自身の月収との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。



※生活保護受給者等は償還免除

法テラスパンフレット

法律問題Q&A

それぞれの法律問題について、「よくある質問と答え」をご紹介します。

離婚

※テラス

離婚問題Q&A

離婚したいけれど、相手と話し合いがまとまらない。調停も通らない。



調停や話し合いがまとまらない場合は、調停前置の離婚訴訟が可能です。

※テラス 03-5720-0767

調停や話し合いがまとまらない場合は、調停前置の離婚訴訟が可能です。

※テラス 03-5720-0767

※テラスは法律相談を行う場所ではありません。03-5720-0767 03-5720-0767

相続問題

※テラス

相続問題Q&A

遺産相続したいけれど、相続人がいない。遺産分割協議がまとまらない。



遺産相続したいけれど、相続人がいない。遺産分割協議がまとまらない。

※テラス 03-5720-0767

遺産相続したいけれど、相続人がいない。遺産分割協議がまとまらない。

※テラス 03-5720-0767

※テラスは法律相談を行う場所ではありません。03-5720-0767 03-5720-0767

労働問題

※テラス

労働問題Q&A

労働条件が不明確。給与が支払われない。解雇された。



労働条件が不明確。給与が支払われない。解雇された。

※テラス 03-5720-0767

労働条件が不明確。給与が支払われない。解雇された。

※テラス 03-5720-0767

※テラスは法律相談を行う場所ではありません。03-5720-0767 03-5720-0767

建物賃貸借問題

※テラス

建物賃貸借問題Q&A

賃貸借契約が不明確。入居できない。退去を求められている。



賃貸借契約が不明確。入居できない。退去を求められている。

※テラス 03-5720-0767

賃貸借契約が不明確。入居できない。退去を求められている。

※テラス 03-5720-0767

※テラスは法律相談を行う場所ではありません。03-5720-0767 03-5720-0767

近隣トラブル

※テラス

近隣トラブルQ&A

近隣の騒音やゴミの放置で悩んでいる。話し合いがまとまらない。



近隣の騒音やゴミの放置で悩んでいる。話し合いがまとまらない。

※テラス 03-5720-0767

近隣の騒音やゴミの放置で悩んでいる。話し合いがまとまらない。

※テラス 03-5720-0767

※テラスは法律相談を行う場所ではありません。03-5720-0767 03-5720-0767

多重債務問題

※テラス

多重債務問題Q&A

借金が増えすぎて返済できなくなっている。借入先がわからない。



借金が増えすぎて返済できなくなっている。借入先がわからない。

※テラス 03-5720-0767

借金が増えすぎて返済できなくなっている。借入先がわからない。

※テラス 03-5720-0767

※テラスは法律相談を行う場所ではありません。03-5720-0767 03-5720-0767

成年後見問題

※テラス

成年後見問題Q&A

認知症で判断能力が低下している。財産管理が心配。



認知症で判断能力が低下している。財産管理が心配。

※テラス 03-5720-0767

認知症で判断能力が低下している。財産管理が心配。

※テラス 03-5720-0767

※テラスは法律相談を行う場所ではありません。03-5720-0767 03-5720-0767

身近なトラブル

※テラス

身近なトラブルQ&A

近所迷惑行為。ペットのトラブル。騒音問題。



近所迷惑行為。ペットのトラブル。騒音問題。

※テラス 03-5720-0767

近所迷惑行為。ペットのトラブル。騒音問題。

※テラス 03-5720-0767

※テラスは法律相談を行う場所ではありません。03-5720-0767 03-5720-0767

消費者トラブル

※テラス

消費者トラブルQ&A

商品やサービスのトラブル。詐欺被害。契約トラブル。



商品やサービスのトラブル。詐欺被害。契約トラブル。

※テラス 03-5720-0767

商品やサービスのトラブル。詐欺被害。契約トラブル。

※テラス 03-5720-0767

※テラスは法律相談を行う場所ではありません。03-5720-0767 03-5720-0767

消滅時効について

●債権は一定期間を経過すると時効で消滅

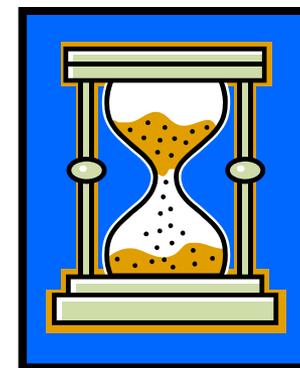
- ・商事債権（商行為によるもの） 5年
クレジット・サラ金債権、家賃、NHK等
- ・民事債権（個人間によるもの） 10年
個人間の貸付 確定判決・裁判上和解等

●時効の援用

時効であることを主張することで成立する

●時効の中断

確定判決や債務の承認で時効がリセットされる



作成日 平成26年07月11日

登録番号

(番号)
(住所)

取扱店

担当者
TEL

催告書

日頃弊社をご利用頂きまして誠にありがとうございます。
さて、貴殿への貸付金のお支払いにつきましては再三にわたる請求に対し、未だご入金がなく何ら誠意ある回答も頂いておりません。
つきましては、至急弊社にご連絡の上、下記ご請求金額以上を平成26年07月16日までに
お支払い下さい。
尚、本書は平成26年07月11日現在で作成しておりますので、本書と入れ違いにご入金され
ている場合はご容赦願います。

■ご請求内容

ご請求金額	金 840,889 円			
ご請求金額の内訳				
前回不足金額分	利息金額分	損害金額分	元金分	平成26年07月16日時点での内訳です。 実際のご入金日により異なります。
55,675 円	0 円	593,645 円	191,569 円	

※ご完済される時点の合計金額が不明の場合は、取扱店にお問合せ下さい。

■ご融資の契約内容

お客様名	様			
会員契約番号	最終貸付年月日	最終貸付時残高	約定利息年利率	割替金年利率
	平成13年05月22日	199,210 円	18.000 %	26.280 %
債権譲受年月日	債権譲受金額			
平成**年**月**日	***** 円			

■本書作成時点での残存債務の額

約定返済日	残存債務の額	残存債務の内訳			
		前回不足金額	利息金額	損害金額	残元金
平成13年09月03日	840,199 円	55,675 円	0 円	592,955 円	191,569 円

■ご返済口座

銀行名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義
	店	普通預金		

提携ATM利用停止日：平成25年3月16日(土)より停止致しました。

【お客様相談センター】TEL

受付時間 9:00～18:00(平日のみ)

— ご不明な点等がありましたら、遠慮なく担当者にお申し出下さい。 —

時効援用通知書

貴社が請求・督促されている下記内容の債権については、最終弁済日から5年を経過しており、すでに消滅時効となっています。

私は、本通知書により、上記時効を援用することを通知します。

- ① 最終貸付年月日 平成13年5月22日
- ② 約定返済日 平成13年9月3日
- ③ 会員契約番号 *****
- ④ 請求金額 840,889円

平成26年 月 日

通知人

(住所)

(氏名)

印

被通知人

(住所)

(会社名)

(取扱店)

様

様

お金を借りるしかない時は、
こんな方法も。
サラ金で借りるよりもコチラ！

■ 総合支援資金貸付－1

- 趣旨：失業などにより日常生活全般に困難がある人を対象として、生活の立て直しや経済的自立を支援する制度
- 申請窓口：現在の住所（住居がない場合は住居確保給付金による入居予定住所）を管轄する市町村の社会福祉協議会

■ 総合支援資金貸付－2（対象者）

- **対象者**：生活の立て直しの為に継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費や一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれ、次の要件のいずれにも該当する方

■ 総合支援資金貸付—3（対象者）

①低所得者世帯であって、収入の減少や失業などにより生活に困窮している

※低所得：市町村民税非課税程度。現に同等程度の収入しかない場合を含む

②公的な書類などで本人確認が取れる

③現に住居を有している、または住居確保給付金の申請を行い、住居確保が確実に見込まれる

■ 総合支援資金貸付一4（対象者）

- ④社協と関係機関から、継続的な支援（就労支援、家計指導ほか）を受けることに同意
※HWへの登録・相談等
- ⑤実施主体の社協が貸付および支援を行うことで、自立した生活を営むことが可能となり、償還（返済）を見込める
- ⑥他の公的給付・貸付を受けることができず、生活費を賄うことができない
- ⑦本人および世帯員が暴力団員でない

■ 総合支援資金貸付—5（その他）

☆住居確保給付金対象者は、原則、総合支援資金貸付を併用できます

※ただし、他の公的給付・貸付を受けることができる場合は利用はできません

◎住居のない方が総合支援資金貸付を利用する場合、必ず住居確保給付金を併用する必要があります

■ 総合支援資金貸付—6 (貸付費目・貸付額等)

貸付費目	主な用途	貸付額
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費	2人以上世帯:月20万円以内 単身世帯 :月15万円以内 ※貸付期間:最長12ヵ月
住宅入居費	敷金・礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内
一時生活再建費	生活再建に必要な一時的な費用であって、日常生活費で賄うことが困難であるもの	60万円以内

■ 総合支援資金貸付一7（注意点）

- **注意点**：債務の返済は対象外
 - 住居確保給付金が支給される場合、生活支援費に家賃相当額は含まれない
 - 原則連帯保証人が必要
（保証人あり⇒無利子 なし⇒年1.5%）
 - 据置期間：最終貸付日から6カ月以内
 - 償還（返済）期間：据置後10年以内

■ ◎緊急小口資金－1（生活福祉資金）

- 趣旨：緊急的一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯の方を対象に少額の資金の貸付を行う
- 申請窓口：現在の住所を管轄する市町村の社会福祉協議会

■ ◎緊急小口資金－2（対象者）

- **対象者**：以下の理由で生計維持が困難となった低所得世帯
 - （1）医療又は介護費の支払
 - （2）火災等の被災
 - （3）年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費
 - （4）会社からの解雇、休業等による収入減
 - （5）滞納税金、国保、年金、公共料金の支払による支出増
 - （6）困窮制度等による継続的な支援を受けるための経費
 - （7）給与等の盗難
 - （8）その他これらと同等のやむを得ない事由

■ ◎緊急小口資金一3（貸付額等）

- 貸付限度額：10万円以内
- 貸付利子：無利子
- 据置期間：2か月以内
- 償還期間：12か月以内
- 連帯保証人：不要

■ ◎緊急小口資金一4（必要書類等）

- 生活福祉資金（緊急小口資金）借入申込書
- 緊急小口資金借用書
- 住民票または、国民健康保険証（どちらも世帯全員分）
- 顔写真付き身分証明書（運転免許証、住基カード）
- 直近3か月の収入がわかるもの（給与明細等）
- 印鑑登録証明書
- 貸付金振込先口座の通帳
- 申込理由の分かるもの（理由により異なる）

■ 活用した制度の整理

①失業した 生活費 → 労働相談・雇用保険

②家賃が払えない → 住居確保給付金

社会保険がなくなった

③健康保険 → 国民健康保険の軽減

④国民年金 → 減免

⑤給食費が払えない 学費 → 就学援助制度

⑥妻が精神不安定 医療費 → 自立支援医療制度

⑦借金がある → 債務整理

野洲市役所 市民部
市民生活相談課
消費生活センター
やすワーク

でんわ 077-587-6063

FAX 077-586-3677

メール soudan@city.yasu.lg.jp